

本町市営住宅附帯駐車場外部貸し事業公募要項

門真市まちづくり部都市政策課が行う本町市営住宅附帯駐車場外部貸し事業者(以下、「事業者」という。)の公募に参加される方は、この公募要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1. 公募物件について

公募物件は、本町市営住宅附帯駐車場外部貸し事業公募仕様書に記載のとおりとします。

2. 応募資格条件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができるものとします。なお、事業者として決定した後に応募資格を満たしていないことが判明した場合は、事業者としての使用許可を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (6) 令和2年度の本市の入札参加資格者として登録していること。
- (7) 平成28年4月1日から応募締切日までに国又は地方公共団体と、同種業務の契約等を締結し、誠実に履行したこと。

3. 公募条件

別紙、本町市営住宅附帯駐車場外部貸し事業公募仕様書の通り。

4. 応募申込手続

- (1) 申込方法 4(2)に記載の必要書類を下記提出先へ持参してください。

申込受付期間 令和3年1月15日（金）から令和3年1月22日（金）まで（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

提出先 門真市中町1番1号 門真市役所 別館2階

門真市 まちづくり部 都市政策課 市営住宅グループ

- (2) 必要な書類（各1部）

ア 応募申込書（様式A）

イ 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式C）

ウ 2(7)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し

エ 代理人による公募参加の場合には、委任状（様式D）を提出してください。

- (3) 質問がある場合、質問・回答書（様式E）を使用して、令和3年1月22日（金）までに電子メールにて質問してください。また、電子メール送信後は確認のため、電話にて送信した旨の連絡をしてください。なお、質問の回答については、令和3年1月27日（水）に門真市ホームページに公表します。

- (4) その他

ア 郵送、電話、ファックス又はインターネットによる受付は行いません。

イ 提出された資料は返却しません。

ウ 資料の作成に係る費用は提出者の負担とします。

- エ 必要書類等に不備があった場合は、失格となります。
- オ 申請書類提出時に受付表を発行します。公開選定時に原本が必要となりますので、必ず持参するようにしてください。
- カ 売上使用料率提案書(様式B)は、公開選定日にご持参ください。

5. 事業者の決定

- (1) 公開選定日当日、売上使用料率提案書(様式B)を入札箱に投函・開札後、使用料率が最高であった者を事業者として決定します。
- (2) 最高となるべき者が2者以上ある場合は、くじ引きにより事業者を決定します。
- (3) 事業者の公表

事業者を決定したときは、事業者に通知するとともに門真市ホームページに掲載します。

- (4) 事業者の決定(公開選定)について

- ア 日時 令和3年2月2日(火) 午後2時
- イ 場所 門真市役所本館2階 入札室
- ウ 注意事項 申請書類受付時に受付表を発行いたしますので、受付表の原本を公開選定時に必ず持参するようにしてください。確認できない場合は公開選定に参加できません。

- エ 通知の方法 決定通知文の郵送

6. 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 別館2階
門真市 まちづくり部 都市政策課 市営住宅グループ
電話 直通 06(6902)6391
代表 06(6902)1231(内線4015)
Email jutaku@city.kadoma.osaka.jp